

(社)鹿児島県建設業協会 御中

平成23・24年度競争参加資格審査における 再認定について

～ 経営事項審査の審査基準改正を受けて ～

平成23年4月28日

西日本高速道路(株)

財 務 部



NEXCO西日本(西日本高速道路(株)、本社:大阪市北区、代表取締役会長兼社長:西村 英俊)では、建設工事に係る競争参加資格審査申請時に使用する経営事項審査の審査基準が改正され、平成23年4月1日から適用されることに伴う、平成23・24年度を有効期間とする建設工事に係る参加資格の取扱いを定めましたので、お知らせいたします。

1. 経営事項審査の審査基準の改正
2. 随時の資格審査の申請に係る留意事項
3. 競争参加資格の再認定について
4. その他
5. お問い合わせ先

1. 経営事項審査の審査基準の改正について

改正の目的

- ペーパーカンパニー等による不正な高得点の取得を防止するなど、企業実態をより公正・適正に評価できるようにする
- 再生企業に対する批判や審査項目の充実に対する多様なニーズへの対応

1 技術者に必要な雇用期間の明確化

①評価対象とする技術者を「審査基準日前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係のある者」に限定することで、技術者の名義借り等の不正を防ぐ

②高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者は、雇用期間が限定されていても評価対象に含める

2. 完成工事高の評点テーブルの上方修正

建設投資の減少に応じて評点テーブルを補正し、全体としてバランスのとれた評価を行うとともに適切な入札機会を確保

① 完工高(X1)の評点テーブルの上方修正

② 元請完工高(Z2)の評点テーブルの上方修正

【修正方法】H22年度の建設投資見込額を基に、X1、Z2評点が制度設計時の平均点である700点になるように底上げ

3 再生企業に対する減点措置

債権カット等により地域の下請企業等に多大な負担を強いた再生企業について、一定の減点措置を創設
【減点方法】社会性等(W点)で以下の方法で減点評価

①再生期間中、一律-60点(営業年数評価の最高点)の減点

②再生期間終了後、「営業年数」評価はゼロ年からスタート

4. 社会性等(W点)の評価0項目の追加

①建設機械の保有状況

→ 地域防災への備えの観点から建設機械の保有状況を積極的に評価

②ISO9000シリーズ14000シリーズの取得状況

→ 多くの都道府県等が発注者別評価点で評価。経審に追加することで、受発注者双方の事務の重複・負担を軽減

【施行スケジュール】

関連省令等の公布：平成22年10月15日

施行：平成23年4月1日

2. 随時の資格審査の申請に係る留意事項(1)

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき随時の資格審査の申請を行うことができるのは、平成23年8月31日までとなります。

- ① 申請時に使用する経営事項審査の総合評定値通知書は、経営事項審査の審査基準日が申請をする日の1年7カ月前の日以後のもののうち最新のものでなければなりません。
- ② 平成23年4月1日から平成23年8月31日までに申請を行う場合は、最新の総合評定値通知書であれば、改正前又は改正後のどちらの審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を使用することも可能です。
- ③ 平成23年9月1日以降に申請を行う場合は、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき申請することが必要です。

2. 随時の資格審査の申請に係る留意事項(2)

経常建設共同企業体(経常JV)の皆様へ

経常JVの構成員全ての方が、改正前又は改正後のいずれかに統一された審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき申請することが必要です。

なお、平成23年9月1日以降に申請を行う場合は、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に統一して申請することが必要です。

特例計算を希望する事業協同組合の皆様へ

事業協同組合及び審査対象者全ての方が、改正前又は改正後のいずれかに統一された審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき申請することが必要です。

なお、平成23年9月1日以降に申請を行う場合は、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に統一して申請することが必要です。

3. 競争参加資格の再認定について(1)

(1)再認定の申請ができる方

条件① 改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、平成23・24年度の競争参加資格の認定を受けている方

条件② 改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を取得した方

さらに、経常建設共同企業体または事業協同組合の方は・・・

条件③(経常建設共同企業体の場合)

経常建設共同企業体の構成員全てが、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づいて申請する必要があります。

条件④(特例計算を希望する旨の申出をする事業協同組合の場合)

事業協同組合及び審査対象者全てが、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づいて申請する必要があります。

3. 競争参加資格の再認定について(2)

(2) 再認定のスケジュール

平成23年4月1日から随時、受け付けを行っています。

平成23年9月30日までの受付分については、2回に分けて一括して競争参加資格の再認定を行い、その後の受付分については随時、再認定を行う予定です。

受付日	認定日（予定）
平成23年4月1日～平成23年6月30日	平成23年8月中
平成23年7月1日～平成23年9月30日	平成23年11月中
平成23年10月以降	随時 (申請書類の受理後およそ45日以内)

※ 認定通知書は発行していませんので、再認定結果及び再認定状況については当社ホームページに掲載している「有資格者名簿」でご確認ください。

NEXCO西日本HP: <http://corp.w-nexco.co.jp/procurement/contest/>

3. 競争参加資格の再認定について(3)

(3) 申請書類の入手方法

弊社のホームページにアクセスして申請書類をダウンロードしてください。

NEXCO西日本HP: <http://corp.w-nexco.co.jp/procurement/contest/>

(4) 申請書類の送付申請方法

① 再認定希望者は、以下の受付場所に申請書類を書留郵便で郵送してください。

ただし、受付場所への持参はできません。

② 申請書類郵送の封筒の表・左下に、朱書きで「**資格審査申請書類在中(再認定希望)**」と明記してください。

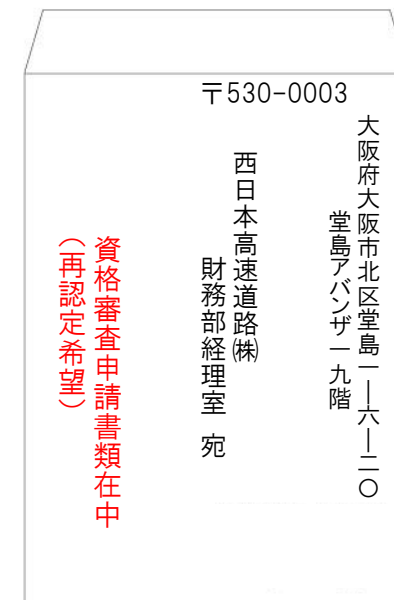
※ 随時受付と同様、インターネット方式は利用できません。

【郵送先(受付場所)】

〒530-0003

大阪府大阪市北区堂島1-6-20堂島アバンザ19階

西日本高速道路(株) 財務部経理室



3. 競争参加資格の再認定について(4)

(5)再認定の申請に関する留意事項

- ① NEXCO東日本、NEXCO中日本については、それぞれ個別に申請してください。
- ② 競争参加資格の再認定の申請は、認定を受けている全工種一括で行う必要があります。
- ③ 改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、競争参加資格の認定を受けている方が、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき認定工種の追加を申請する場合には、当該申請に併せて、すでに受けている全ての認定資格についても改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請していただきます。
- ④ 工事の入札手続きに参加をしている方で、すでに競争参加資格の確認又は指名通知を受けている場合であっても、当該入札案件の開札日までの間に再認定を受けた結果、等級が変わり入札参加条件を満たさなくなったときは当該入札に参加する資格を失います。

4. その他

(1) 当社の入札情報は、当社ホームページに掲載しております。

NEXCO西日本HPアドレス(発注・お取引関係情報)

<http://corp.w-nexco.co.jp/procurement/order/tender/>

(2) 当社では工事の契約について、電子契約を推奨しています。
詳しくは、同封のパフレット及び当社ホームページをご覧ください。

NEXCO西日本HPアドレス(電子契約)

<http://corp.w-nexco.co.jp/procurement/order/contract/>

5. お問い合わせ先

西日本高速道路(株) 財務部経理室

大阪府大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ19階

TEL)06-6344-7065 FAX)06-6344-7445

(問合せ時間:土日祝日を除く10:00~12:00,13:00~16:00)